

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・交通事故相談

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp
HP アドレス <http://srseki.mine.nu>



2009 年 1 月号

時間単位の年休取得＝「改正労働基準法」が成立！

◆審議入りから1年8カ月の難産

平成 19 年 3 月の閣議決定を経て国会審議入りしていた「改正労働基準法案」が、成立しました。本法の施行は平成 22 年 4 月とまだ先ですが、「月の時間外労働が一定時間を超えた場合の賃金割増率のアップ」と「労使協定締結による 5 日以内の時間単位での年次有給休暇制度の創設」が大きな柱である本改正は、今後の労務管理実務に大きな影響を与えるものです。

◆改正労働基準法の内容（1）

本改正の 1 つ目の柱は、「月の時間外労働が一定時間を超えた場合の賃金割増率のアップ」です。月の時間外労働時間が 45 時間を超え 60 時間までの場合の割増賃金率については、2 割 5 分以上の率を労使協定で定める率とし（努力義務）、60 時間を超えた場合の割増賃金については 5 割増とする、という内容です。ただし、この規定は、「中小事業主の事業については、当分の間、適用しない」とされています。

◆改正労働基準法の内容（2）

本改正のもう 1 つの柱は、「労使協定締結による 5 日以内の時間単位での年次有給休暇制度の創設」です。労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者）との労使協定で「時間単位で有給休暇を与える労働者の範囲」、「時間を単位として与えることができる有給休暇の日数（5 日以内）」などを定めることにより、従来よりも細かい単位で有給休暇を取得できるとする内容です。

時間単位で細かく取得できるようにすることにより、近年落ち込んでいる有給休暇取得率アップにつなげることが、本改正の目的です。

◆施行日と中小企業への猶予

改正法の施行日は「平成 22 年 4 月 1 日」と定められており、企業においては就業規則の整備や労使協定の締結などの対応が必要となります。

障害発生後の第3号被保険者届出

拒否された障害年金が再審査請求で認められる

◆10年前の出産時に障害

年金相談に来たHさんは、「息子の嫁が10年前に出産後に脳内出血を起し、障害者になったのに、第3号被保険者の届出が障害発生前に出されていないという理由で障害年金の受付を断られた。」「最近、特例届出が認められると聞いたので届出を行ったのに、障害年金はダメといわれた。」というのです。

◆第3号被保険者とは

第3号被保険者とは、主にサラリーマンの妻のこと。夫が厚生年金に加入しており、第3号被保険者としての届出を行っていれば、妻は保険料を払わなくても国民年金に加入していることになります。

この制度は昭和61年にできた制度ですが、社会保険事務所ではなく、市区町村に届出するという方法のうえ、その制度を知らない人が多く、届出モレが続出しました。そこで、平成7年から2年間、特例の届出が設けられました。しかし、それでも届出モレがなくならないため、平成14年から、市区町村に届出する方法をやめ、夫が健康保険の被扶養者届を行うと同時に第3号の届出を行う方法に改め、平成17年から再度特例届出ができるようになっていきます。

◆拒否された障害発生後の請求

一方、障害年金は、障害発生後に保険料

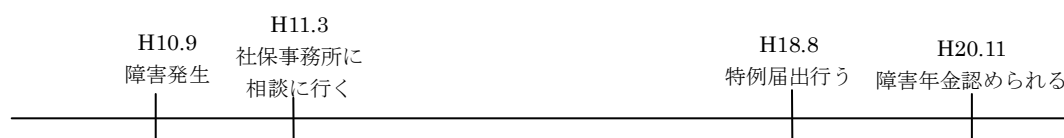
を納めても障害年金は受けられません。しかし、第3号被保険者の届出については、夫が厚生年金の保険料を納めているため障害発生後であっても2年以内の期間であれば保険料納付済期間とされます。ところが、このことは社会保険事務所に周知されていませんでした。多くの社会保険事務所では、その届出が障害発生後の場合は障害年金の請求受付そのものを拒否してきました。

そのため、障害年金の請求書を再度社会保険事務所に提出し、審査請求を経て、厚生労働省内にある社会保険審査会に再審査請求を行いました。その結果、昨年11月、社会保険庁より障害基礎年金を認めるとの通知を受けました。

◆認められたポイント

障害年金が受けられようになったポイントは、

- ① Hさんが2年以内に社会保険事務所に相談に行っており、「障害発生後だからダメ」といわれたという証拠書類があったこと。
- ② 第3号被保険者の届出は障害発生後でも認めるという解説書がなかったことを証明し、平成14年以前は多くの社会保険事務所では障害発生後の第3号被保険者の障害年金請求を拒否していたことを明らかにしたこと。



知らないと損する高額療養費

病院等に入院したり、治療が長引く場合に医療費が一定額以上になると払い戻される高額療養費制度があります。

この制度は、入院と外来は同一病院でも別扱いで、保険外併用療養費の差額部分や入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象になりません。

また、高額療養費の自己負担限度額に達しない場合であっても、同一月に同一世帯で 21,000 円以上超えるものが 2 件以上生

じたときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が支給されます。同一人が同一月に 2 つ以上の医療機関にかかり、それぞれ 21,000 円以上になった場合も同様です。

なお、同一世帯で 1 年間（直近 12 か月）に 3 回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4 回目からは自己負担限度額が 44,400 円に変わります（多数該当）。

【70歳未満の方　医療費の自己負担限度額(1か月あたり)】		
	外来・入院　※〈〉内の金額は、多数該当の場合の限度額	
上位所得者(標準報酬月額53万円以上)	150,000 円＋(総医療費－500,000 円)×1％　　〈83,400 円〉	
一般	80,100 円＋(総医療費－267,000 円)×1％　　〈44,400 円〉	
低所得者(住民税非課税世帯)	35,400 円　　〈24,600 円〉	
【70～74歳の方　医療費の自己負担限度額(1か月あたり)】〈〉内の金額は、多数該当の場合の限度額		
		自己負担限度額
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400 円	80,100 円＋(総医療費－267,000 円)×1％ 〈44,400 円〉
一般	24,600 円	62,100 円〈44,400 円〉
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ(年金収入80万円以下 等)		15,000 円
※　なお、「一般」区分の自己負担限度額は、平成20年4月から1年間は、外来(個人ごと)は 12,000 円、外来 ＋入院(世帯ごと)は 44,400 円に据え置き		

〈長期高額疾病についての負担軽減〉

人工透析、血友病等の患者については、自己負担限度額は 10,000 円となっています（標準報酬月額が 53 万円以上である 70 歳未満の被保険者またはその被扶養者については、自己負担限度額は 20,000 円）。この措置を受けるには社会保険事務所で「健康保険特定疾病療養受療

証」の交付を受けることが必要です

〈高額医療・高額介護合算制度の創設〉

平成 20 年 4 月から医療保険と介護保険の自己負担額を合算した年間合計額が、年間の限度額を超える場合に「高額介護合算療養費」を支給する制度が設けられています。

●育児休業中の5割支給と雇用保険料引下げ

厚生労働省は、現行では育児休業期間中に賃金の3割分、復職後に2割分を受給できる育児休業給付について、2010年度からは育児休業期間中に5割受給できるようにする方針を示した。また、雇用保険料率を現行の1.2%から0.8%に引き下げる方針。いずれも労働政策審議会の部会に提示し、了承された。来年の通常国会に雇用保険法改正案を提出予定。(12月26日)

●標準報酬改ざん 社保事務所で記録訂正も

社会保険庁は、厚生年金標準報酬月額の改ざん問題に関して、被害者が事業主や役員でない一般の従業員であり、改ざんされた時期の給与実態が確認できる場合、総務省第三者委員会の審査を省略して社会保険事務所で記録訂正に応じる方針を示した。今後、全国の社保事務所に基準を通知する。(12月24日)

●2009年度の労災保険料率は0.16%引下げへ

2009年度の労災保険料率が、全54業種平均で現在の0.7%から0.16%引き下げられ、0.54%となることが固まった模様。厚生労働省が労働政策審議会の部会に引下げ案を提示し、了承された。(12月23日)

●2009年度の国民年金保険料月額250円引上げ

厚生労働省は、2009年度の国民年金保険料について、月額250円引き上げて1万4,660円とすることを決定、発表した。厚生年金、国民年金の給付額は据え置かれる見通し。(12月21日)

●「協会けんぽ」21都道府県で保険料率上昇

厚生労働省は、協会けんぽの保険料について都道府県別の試算結果を示し、34都道府県で現在より高くなり、厚労省や協会けんぽが積立金を1,500億円程度取り崩した場合は、21道府県で現在より料率が高くなることがわかった。料率は2月に決まる見込み。(12月20日)

●出産育児一時金を4万円増額へ

厚生労働省は、緊急的な少子化対策として、出産時に公的医療保険から支払われる出産育児一時金の額を現行から4万円増の42万円に引き上げる方針を固めた。2009年10月から2011年3月末までの暫定措置とし、2011年4月以降は出産費用への保険適用なども検討するとしている。(12月13日)

●時効となった年金が17万件、2,400億円に

社会保険庁は、65歳到達後も国民年金や厚生年金の請求を行わないため、5年の時効期間を過ぎて受給できなくなっている事例が1999年度から2007年度の間に約17万件に上り、総額で約2,400億円あるとする調査結果を発表した。受給資格要件の25年の加入期間を満たしていないと勘違いしているケースが多いとみられている。(12月6日)

